

No. 1 漁業制度資金を利用したい

最初の相談先	所属漁協	普及員（水産試験場）	県の担当者 その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	漁業近代化資金、沿岸漁業改善資金、 水産振興資金	事業の 所管機関	漁政課 経営・組合グループ

事業の概要

[事業内容]

低利の各種資金を融通し、漁業者等の設備の高度化、経営の改善・安定等を支援します。

[漁業制度資金の概要]

漁業制度資金には、大きく以下の２種類の資金があります。

- １． 東日本信用漁業協同組合連合会等の金融機関が融資する資金。
- ２． 日本政策金融公庫が融資する資金。

[資金一覧表]

資金名		借入限度額	利率※	融資率	主な用途	備考
漁業近代化資金		9,000 万円以内 （漁船 20 t 未満の場合）等	2.95% （利子補給制度あり）	80% 以内	施設導入等資金	詳細は「No.1-1 漁業近代化資金」参照
沿岸漁業改善資金 （経営等改善資金）		10～ 2,000 万円	無利子	100 % 以内	施設導入等資金	詳細は「No.1-2 沿岸漁業改善資金」参照
水産振興資金		なし	1.6%	100 % 以内	運転資金	詳細は「No.1-3 水産振興資金」参照
【利子補給】 まき網漁業鮮度向上支援利子補給			利子補給率（県 1.25%）			詳細は「No.1-4 まき網漁業鮮度向上支援利子補給」参照
日本政策金融公庫資金	漁業経営改善支援資金	1 隻あたり 4.5 億円（一般漁業の漁船建造）ほか	1.70%、 1.85%	80% 以内	認定を受けた改善計画に基づいて行う事業に必要な資金	詳細は「日本政策金融公庫（下記連絡先）」にお問い合わせください。
	農林漁業セーフティネット資金	600 万円 ～ 1,200 万円	1.15 ～ 1.70%	100 % 以内	被災漁業者等の経営再建・維持安定資金	詳細は「日本政策金融公庫（下記連絡先）」にお問い合わせください。

※利率は、R7. 4. 1 現在

[参考]

日本政策金融公庫 水戸支店 (農林水産事業窓口)

〒310-0021 茨城県水戸市南町 3-3-55 TEL 029-232-3623

No. 1-1 漁業近代化資金

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の担当者 その他 ()		
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ		TEL029-301-4075 FAX029-301-4089
事業名	漁業近代化資金	事業の 所管機関	漁政課 経営・組合グループ

事業の概要

[事業内容] 漁業者等が施設等装備の高度化を図り、経営の近代化を促進するために必要な資金を支援します。

[融資機関] 東日本信用漁業協同組合連合会
 （融資額によっては農林中央金庫からの融資となる場合があります。）

[貸付対象者] 漁業を営む個人及び法人、水産加工業を営む個人及び法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合 ほか

[融資枠] 令和7年度 17億円

[担保・保証等] ・担保や連帯保証人は、融資機関の判断により必要となることがあります。
 ・県漁業信用基金協会の債務保証の利用が可能です。

[資金一覧表] ※利率は、R7.4.1 現在

資金名	融資限度額	基準金利	県利子補給率	貸付利率 ※	償還期間 (据置期間)
1-1 号資金（20 t 未満の漁船建造、取得、改造）	9,000 万円	2.95 %	1.25 %	1.7 %	20 年以内 (3 年以内)
1-2 号資金（20 t 以上の漁船建造、取得、改造）	36,000 万円	2.95 %	1.25 %	1.7 %	20 年以内 (3 年以内)
1-3 号資金（漁船用機器の取得）	9,000 万円	2.95 %	1.25 %	1.7 %	10 年以内 (3 年以内)
2 号資金（水産物加工施設等取得）	9,000 万円	2.95 %	1.25 %	1.7 %	15～20 年以内 (3 年以内)
3 号資金（水産物運搬用器具（トラック）等取得）	9,000 万円	2.95 %	1.25 %	1.7 %	7～10 年以内 (2 年以内)
4 号資金（漁具等取得）	9,000 万円	2.95 %	1.25 %	1.7 %	5～10 年以内 (2 年以内)
5 号資金（種苗購入・育成）	9,000 万円	2.95 %	1.25 %	1.7 %	5 年以内 (2 年以内)
6 号資金（漁村環境整備）	120,000 万円	2.20 %	0.50 %	1.7 %	20 年以内 (3 年以内)
7 号資金（大臣特認（給排水施設、漁家住宅）取得）	120,000 万円	2.95 %	1.25 %	1.7 %	5～15 年以内 (2～3 年以内)

(注) 個人使用でなく共同利用施設の場合、異なる金利が適用されることがあります。

[その他]
 漁業近代化資金の詳細情報は、茨城県漁政課のホームページでもご覧になれます。
<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/gyosei/keiei/yuushi/index.html>



漁政課 →
 漁業者・水産加工業に対する各種融資制度について →
 漁業近代化資金

No. 1-2 沿岸漁業改善資金

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	沿岸漁業改善資金	事業の 所管機関	漁政課 経営・組合グループ

事業の概要

[事業内容]

沿岸漁業者等が自主的にその経営・生活を改善していくための施設等装備の導入等に
必要な資金を無利子で貸し付けます。

[融資機関]

県が直接貸し付けます。（事務手続きは東日本信用漁業協同組合連合会が行います。）

[貸付対象者]

- ①沿岸漁業※の従事者（個人、個人が組織する団体）
- ②沿岸漁業を営む会社（常時の従業者 20 人以下に限る）

※漁船総トン数 20 トン未満の漁船を使用する漁業者

[融資枠]：7 千万円

（ただし、1 つの貸付対象者あたりの貸付合計額の上限は 5,000 万円）

[担保・保証等]

貸付にあたっては連帯保証人が必要となります。

なお、令和 2 年 4 月 1 日以降、連帯保証人になる場合は、印かん証明書に加えて公証役
場で取得した保証意思宣明公正証書が必要となります。

（貸付金合計額：300 万円未満の場合 2 人以上、300 万円以上の場合 3 人以上）

また、適当な担保設定により連帯保証人設定の省略が可能です。

[資金一覧表]

資金名	貸付対象	融資限度額	貸付 利率	償還期間 (据置期間)
①経営等改善資金	操船機器、漁労機器、 安全機器等	50～2,000 万円	無利子	2～10 年以内 (0～3 年以内)
②生活改善資金※	自宅の設備導入等	10～150 万円	無利子	2～7 年以内 (なし)
③青年漁業者等養成 確保資金※	研修費用、漁業経営開 始資金	180～2,000 万円	無利子	5～10 年以内 (1～3 年以内)

※②と③の資金は、予算が措置されていないので、貸付けまでには時間を要します。

[その他]

沿岸漁業改善資金の詳細情報は、茨城県漁政課のホームページでもご覧になれます。

<http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/gyosei/keiei/yuushi/index.html>



漁政課 → 漁業者・水産加工業に対する各種融資制度について → 沿岸漁業資金

No. 1-3 水産振興資金

最初の相談先		所属漁協		普及員（水産試験場）		県の担当者		その他 (信漁連)	
県の担当グループ		漁政課 経営・組合グループ				TEL029-301-4075 FAX029-301-4089			
事業名	水産振興資金				事業の 所管機関	漁政課 経営・組合グループ			

事業の概要

[事業内容]

水産資源の減少、輸入水産物の増加等により厳しい経営環境にある漁業者並びに水産加工業者等に対し必要な運転資金を融資することにより、経営の安定化を支援する。

[融資機関]

東日本信用漁業協同組合連合会

[融資対象者]

漁業協同組合及びその組合員、茨城沿海地区漁連、茨城県水産加工連、水産加工業協同組合、茨城県内水面漁連

[融資枠]

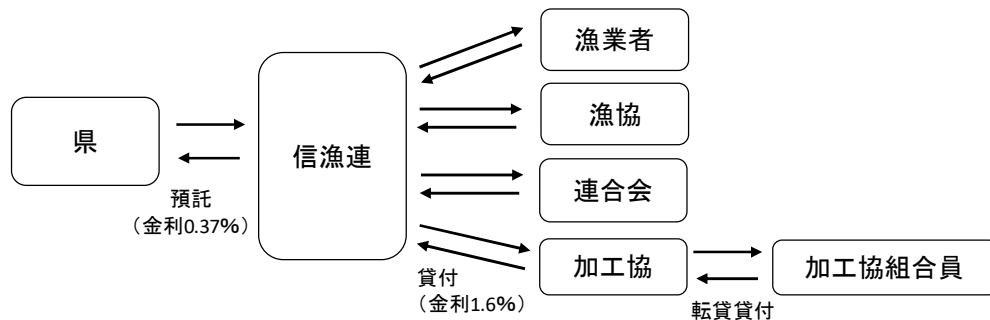
漁業資金 236 百万円

加工資金 464 百万円

[資金の種類]

資金名	用途
漁業資金	・ 漁協が必要とする漁業着業資金、水揚げ資金、冷凍原魚買付資金 ・ 漁協の組合員が必要とする漁業着業資金 ・ 地区漁連及び内漁連が必要とする事業資金 ほか
加工資金	・ 水産加工協が必要とする加工原魚共同購入資金、加工資材共同購入資金 ・ 水産加工協が必要とする加工原魚買付資金、燃料・加工資材購入資金 ・ 水産加工協が組合員に転貸する加工原魚買付資金等 ・ 加工連が必要とする事業資金 ほか

[事業の仕組み]



No. 1-4 まき網漁業鮮度向上支援利子補給					
最初の相談先		所属漁協 普及員（水産試験場）		県の担当者 その他 ()	
県の担当グループ		漁政課 経営・組合グループ		TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	漁業近代化資金等利子補給 （まき網漁業鮮度向上支援利子補給）		事業の 所管機関	漁政課 経営・組合グループ	
事業の概要 [事業内容] まき網経営体が運搬船更新の際に日本政策金融公庫と併せて借り入れる東日本信用漁業協同組合連合会の公庫協調融資資金に対し、県が利子補給します。 [利子補給の対象となる借入れの融資機関] 東日本信用漁業協同組合連合会 [利子補給対象者] 漁獲物の鮮度保持設備を備えた運搬船を新たに建造するまき網漁業経営体 [利子補給率と末端金利] 県の利子補給率：0.75% 末端金利※：1.7%＝基準金利 2.95%－（利子補給 県 0.75%＋農林中金 0.5%） ※利率は、R7.4.1 現在 [利子補給承認枠] 1 申請者につき 3 億円					

No. 2 水産加工業向け経営改善促進資金を利用したい

最初の相談先	所属加工協	普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ		TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	水産加工経営改善促進資金利子補給	事業の 所管機関	漁政課 経営・組合グループ	

事業の概要

[事業内容]

県内水産加工業者等が、経営の維持安定及び食用水産加工品の安定供給を図るために資金を借り入れた場合に、資金を融通した金融機関に対して利子補給を行います。

[利子補給対象者]

水産加工業者、水産加工業協同組合

[資金の種類]

資金名	用途
事業・経営体質強化資金	近海等水産資源を原材料とする新製品・新技術の開発または導入等に必要な資金
水産加工業経営安定資金	加工原材料不足等により操業に顕著な影響を受けている水産加工業者の経営維持安定に必要な資金
品質・安全管理対応資金	HACCP 方式導入に必要な資金等

[貸付限度額]

年間売上高の 5%に相当する額または 3,000 万円（組合の場合は 6,000 万円）のいずれか低い額（組合による共同購入の場合は、年間売上高の 5%に相当する額または 1 億円のいずれか低い額）

[利子補給率と末端金利]

基準金利 2.95% 利子補給率 1.25% 末端金利 1.7% ※利率は R7. 4. 1 時点

[償還期限]

3 年以内（据置 1 年以内）

[利子補給承認枠]

1 億円